

正誤及び追補について

- ◆ 弊社刊行の『生活保護手帳 2015年度版』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2015年10月26日更新）

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
189 頁	下から 10～9 行目	更新手数料，火災保険料， <u>保証人がいない場合の保証料</u> の認定	更新手数料，火災保険料， <u>保証料</u> の認定	2015/08/10 更新
302 頁	6～7 行目	火災保険料， <u>保証人がいない場合の保証料</u> を認定してよいか。	火災保険料， <u>保証料</u> を認定してよいか。	2015/08/05 更新
303 頁	10 行目	〔更新手数料，火災保険料， <u>保証人がいない場合の保証料</u> の認定〕	〔更新手数料，火災保険料， <u>保証料</u> の認定〕	2015/08/10 更新
392 頁	下から 2 行目	<u>第4項</u> に定めるところ	<u>第5項</u> に定めるところ	
671 頁	別添 3 の「同意書」を以下のように訂正させていただきます（平成 26 年 7 月 1 日から適用）。	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">(別添 3)</p> <p style="text-align: center;">同 意 書</p> <p>生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。</p> <p>また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名及び住所又は居所 ・ 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。） ・ 健康状態 ・ 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況 ・ 支出の状況 <p>※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: left;">福祉事務所長殿</p> </div>		2015/10/26 更新

- ◆ 本書の刊行後に発出された次の通知により、保護の実施要領等の一部が改められ、本年10月より適用されることとなりました。これに伴い、本書収載内容に係る追補を【別添】のとおり作成しましたので、本書とあわせてご活用ください。（2015年9月1日更新）

- 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）
（平成27年8月6日 厚生労働省発社援0806第3号）
- 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）
（平成27年8月6日 社援発0806第4号）
- 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について（通知）
（平成27年8月6日 社援保発0806第1号）

【別添】 『生活保護手帳 2015 年度版』 追補

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
220 頁	3～9 行目 課長通知 問（第3の20）	<p>答 満期保険金等を受領した場合、開始時の解約返戻金相当額については、法第 63 条を適用し返還を求めることとなるが、<u>本通知第 8 の問 40 の(2)のオ</u>に定める就学等の費用にあてられる額の範囲内で、返還を要しないものとして差しつかえないこと。なお、この場合、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上しても差しつかえない。</p>	<p>答 満期保険金等を受領した場合、開始時の解約返戻金相当額については、法第 63 条を適用し返還を求めることとなるが、<u>本通知第 8 の問 40 の(2)のオ</u>に定める就学等の費用にあてられる額の範囲内で、返還を要しないものとして差しつかえないこと。なお、この場合、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（<u>学習塾費等を含む。</u>）及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上しても差しつかえない。</p>	平成 27 年 10 月 1 日 から適用
339 頁	下から 6～3 行目 事務次官通知 第 8－3 (3)のクの(ア)	<p>(ア) 生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)別表第 7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額</p>	<p>(ア) 生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)別表第 7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費（<u>学習塾費等を含む。</u>）及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額</p>	
340 頁	2～7 行目 課長通知 問（第 8 の 58）	<p>問（第 8 の 58）高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者がアルバイト等の収入を得ている場合、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費、又はクラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限る）にあてられる費用については、就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないこととしてよいか。</p> <p>答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。</p>	<p>問（第 8 の 58）高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者がアルバイト等の収入を得ている場合、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費、又はクラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限る）、<u>学習塾費等</u>にあてられる費用については、就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないこととしてよいか。</p> <p>答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。</p>	

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
343 頁	13～15 行目 局長通知 第 8 の 2 の (3) のイ	イ 就学資金（高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）	イ 就学資金（高等学校等就学費の支給対象とならない経費 <u>（学習塾費等を含む。）</u> 及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）	平成 27 年 10 月 1 日 から適用
348 頁	12～21 行目 課長通知 問（第 8 の 40）	<p>(イ) 当該経費が義務教育就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額</p> <p>(ウ) 当該経費が高等学校等、夜間大学、又は技能修得費（高等学校等就学費を除く。）の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の仕度及び就学のために必要と認められる最小限度の額（貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）</p>	<p>(イ) 当該経費が義務教育 <u>を受けている児童の</u> 就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、 <u>学習塾費等</u>、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額</p> <p>(ウ) 当該経費が高等学校等、夜間大学、又は技能修得費（高等学校等就学費を除く。）の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の仕度及び就学のために必要と認められる最小限度の額 <u>（高等学校等の就学のために必要と認められる最小限度の額については、学習塾費等を含む。</u> 貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費 <u>（学習塾費等を含む。）</u> 及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）</p>	
349 頁	8～11 行目 課長通知 問（第 8 の 60）	問（第 8 の 60） 恵与金等の収入が、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上することとしてよいか。	問（第 8 の 60） 恵与金等の収入が、高等学校等就学費の支給対象とならない経費 <u>（学習塾費等を含む。）</u> 及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上することとしてよいか。	

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
831 頁	<p>「(3) その他 のもので収入認 定しないもの」 の表中、 「収入認定しな いもの」欄 4～9 行目</p>	<p>①高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校 等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の 就学のために必要最小限度の額</p>	<p>①高等学校等就学費の支給対象とならない経費 (学習塾費等 を含む。) 及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない 経費であって、その者の就学のために必要最小限度の額</p>	<p>平成 27 年 10 月 1 日 から適用</p>